



平成 29 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社三栄コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 小林 敬幸  
(JASDAQ・コード 8119)  
問合せ先 総務部長 佐藤 友晴  
(TEL 03-3847-3500)

株式報酬型ストックオプション（募集新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条第 1 項の規定に基づき、当社の監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役ならびに執行役員および参与に対する報酬として、下記のとおり株式報酬型ストックオプションを発行することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

**I. 監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役への発行**

**[1] ストックオプションとして募集新株予約権を発行する理由**

当社は、当社の役員の報酬について、金銭の報酬以外に、当社の株価との連動性を高め、株価上昇および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプション（募集新株予約権）制度を導入しております。

この制度につきましては、平成 17 年 6 月 29 日開催の当社第 56 回定時株主総会において、役員退職慰労金制度に代えて株式報酬型ストックオプション制度を導入することが承認され、平成 18 年 6 月 29 日開催の当社第 57 回定時株主総会において、会社法に基づく取締役の報酬等として募集新株予約権の上限個数および金額等が承認され、また、平成 21 年 6 月 26 日開催の当社第 60 回定時株主総会において、募集新株予約権の上限個数を一定の算式によって求めることとする変更が承認されました。

その後、平成 27 年 6 月 26 日開催の当社第 66 回定時株主総会において、当社の監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員でない取締役に対するストックオプション報酬額および内容が承認され、また、平成 29 年 6 月 29 日開催の当社第 68 回定時株主総会において、監査等委員である取締役に対するストックオプション報酬額および内容が承認されました。

なお、今回の株式報酬型ストックオプションの発行は、株主総会で決議された報酬金額の範囲内で行うものです。

**[2] ストックオプションの発行要領**

**1. 募集新株予約権の名称**

株式会社三栄コーポレーション第 13 回新株予約権

**2. 募集新株予約権の割当てを受ける者およびその者に割り当てる募集新株予約権の数**

平成 29 年 6 月 29 日開催の当社第 68 回定時株主総会で選任され就任した監査等委員でない取締役 8 名に対し 21 個（目的となる株式総数 4,200 株）および監査等委員である取締役 3 名に対し 6 個（目的となる株

式総数 1,200 株)

上記の総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

### 3. 募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、下記 8.の期間内において、当社の取締役退任日の翌日から 10 日を経過するまでの期間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 募集新株予約権は、全部を一括して行使しなければならない。
- (3) 新株予約権者は、募集新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。
- (4) その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### 4. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

募集新株予約権の払込金額は、募集新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、募集新株予約権の割当日において、募集新株予約権の引受けを条件に割当対象者に割り当てる当社に対する報酬請求権（報酬額は払込債務額と同額）をもって相殺するため、募集新株予約権と引換えに金銭の払込みをすることを要しない。

### 5. 募集新株予約権の割当日

平成 29 年 8 月 1 日

### 6. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とし、募集新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、200 株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整する。この調整は、募集新株予約権のうち当該時点で対象者が権利行使していない付与株式数についてのみ行い、その調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当て株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

### 7. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価格）

募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### 8. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成 29 年 8 月 2 日から平成 59 年 8 月 1 日まで。

### 9. 募集新株予約権の行使により増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、その計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資

本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ただし、募集新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは、資本金および資本準備金への組入れ額は無い。

#### 10. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

#### 11. 募集新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は、募集新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利を行使する前に、募集新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、募集新株予約権の行使が不可能となった場合は、当社は、当該募集新株予約権を無償で取得することができる。

#### 12. 組織再編行為における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合は、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する募集新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合には、残存新株予約権は、消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに発行する。ただし、この取扱いは、次の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

##### (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

新株予約権1個につき(1)記載の再編対象会社の株式200株を割り当てる。ただし、必要がある場合には、新株予約権と同様の株式数の調整を行う。

##### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める払込金額に、(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

##### (4) 新株予約権を行使することができる期間

上記8.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記8.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記9.に準じて決定する。

##### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社の場合は、取締役会）の承認を要する。

##### (7) 新株予約権の取得事由

上記11.に準じて決定する。

- (8) 新株予約権の行使の条件  
上記3.に準じて決定する。

### 13. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、募集新株予約権の割当てを受けた者から請求があったときに限り、発行する。

## II. 執行役員および参与への割当て

### [1] ストックオプションとして募集新株予約権を発行する理由

当社は、当社の執行役員および参与の報酬について、取締役と同様に、金銭の報酬以外に、当社の株価との連動性を高め、株価上昇および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプション（募集新株予約権）制度を導入しております。

この制度につきましては、執行役員への導入は、平成20年6月27日開催の取締役会で、参与への導入は、平成22年6月29日の取締役会で決議されました。

なお、執行役員の退職金制度は、この制度の導入と同時に廃止することを決定し、参与の退職金制度は、この制度の導入の際に募集新株予約権の割当対象期間に退職金制度の適用の対象外とすることを決定しております。

### [2] ストックオプションの発行要領

#### 1. 募集新株予約権の名称

株式会社三栄コーポレーション第13回新株予約権

#### 2. 募集新株予約権の割当てを受ける者およびその者に割り当てる募集新株予約権の数

平成29年6月29日開催の当社の取締役会で選任され就任した執行役員1名に対し2個（目的となる株式総数400株）、平成29年6月29日において参与の職に就任している者1名に対し2個（目的となる株式総数400株）

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

#### 3. 募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記I8.の期間内において、当社の従業員退職日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 募集新株予約権は、全部を一括して行使しなければならない。
- (3) 新株予約権者は、募集新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。
- (4) その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 4. 募集新株予約権の行使の条件

その他の募集新株予約権の行使の条件は、上記I. **監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役への発行**と同一とする。

以上